

図 2-16 原城跡周辺のアクセス図

5) 土地所有および土地利用

原城跡指定範囲内の土地所有状況の概要は以下のとおりである（表 2-1、図 2-17）。

表2-1 土地所有の状況

所有者		面積 (㎡)	
公有地	国有地 (国土交通省、内務省、文部科学省)	4,202.37	336,030.94
	県有地 (長崎県知事)	1,561.51	
	市有地	305,503.78	
	法定外公共物等	24,763.28	
神社等有地 (神社、学校法人、大江名)		17,117.13	
私有地		133,152.34	
合計		486,300.41	

※令和 4 年 4 月 1 日現在 (面積は地籍調査後の数値)

※公有化率 = 公有地面積 / 合計面積 = 69.10%

史跡原城跡の土地利用は、主に西側の低地部が水田、台地上の平坦面は公有地や畑地、台地縁辺の斜面地は畑地・森林などとなっている。この他、本丸の平坦面上は公園として利用されている。また、史跡指定地の北部には神社・宅地などが、南部には神社・学校・宅地などがある（図 2-18）。

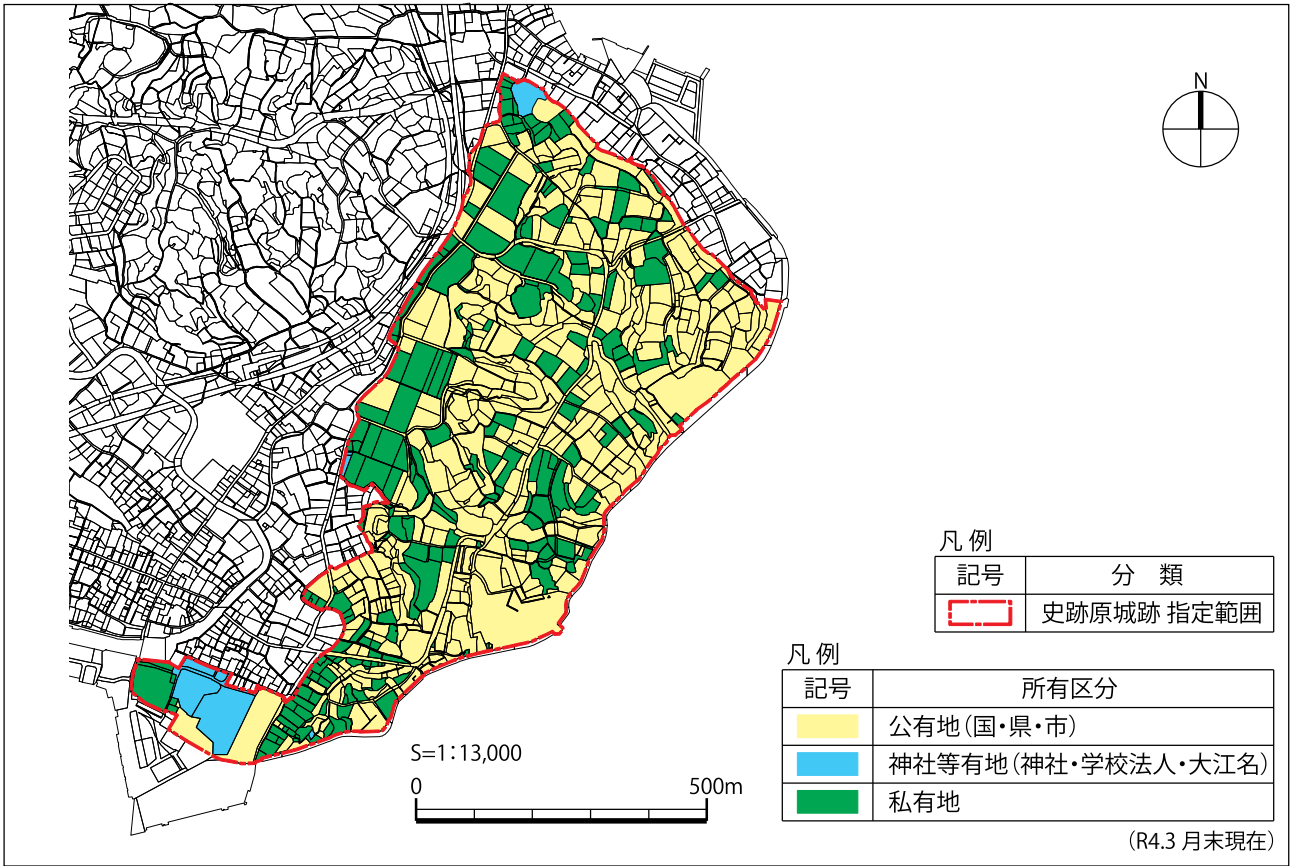


図 2-17 土地所有区分図

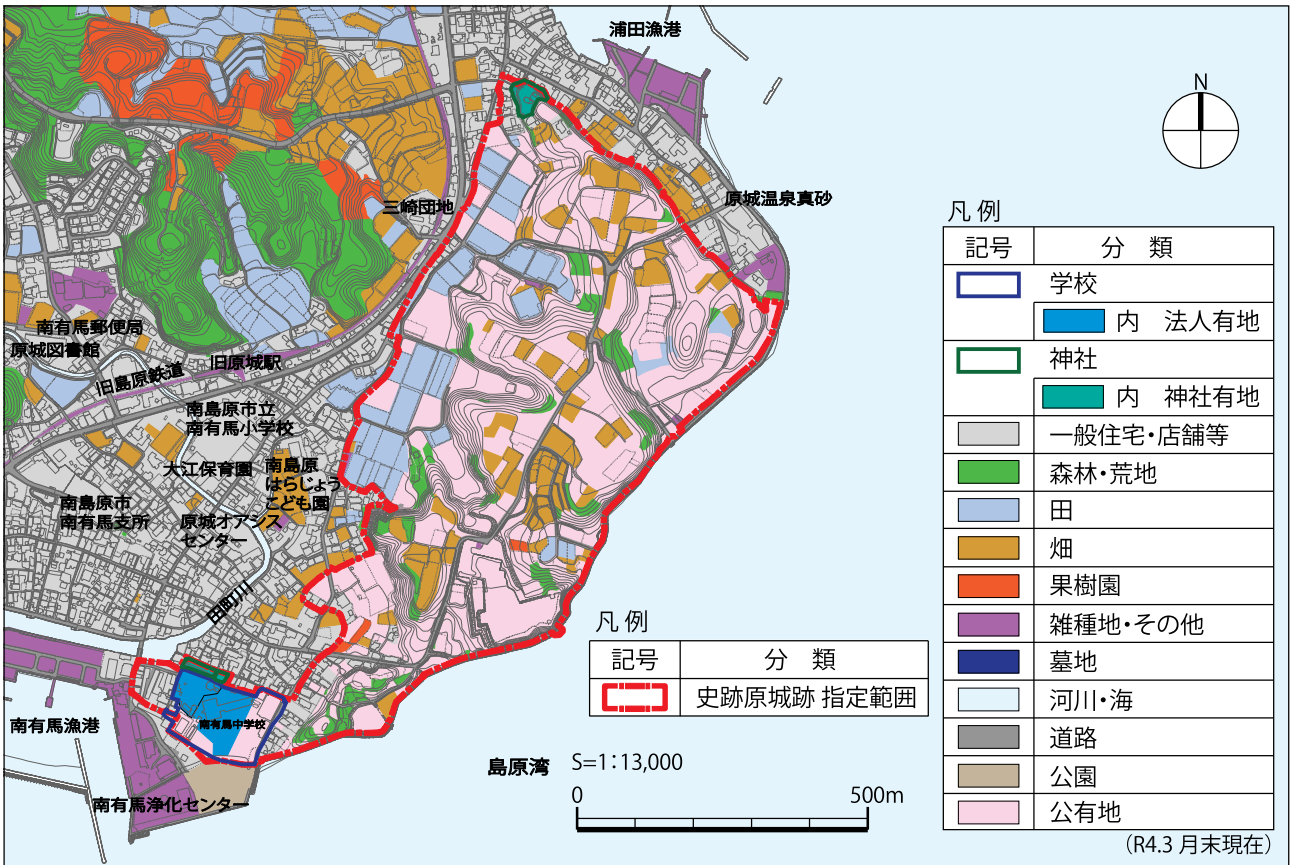


図 2-18 土地利用区分図

6) 地域資源

南島原市は、市域に千メートルを超える雲仙火山から南へ広がる雲仙山麓を含み、大量の地下水を含んだ肥沃で豊かな大地を有している。市内の一部は日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園や島原半島県立公園であり、また島原半島地域は、世界遺産の地質版と言われているユネスコ世界ジオパークに日本第1号で認定されるなど、地形や地質的に独自性を持つ地域でもある。これらの豊かな大自然を体感・学習できる俵石展望所、鮎帰りの滝、戸ノ隅の滝、谷水棚田、エコ・パーク論所原などの環境や施設があり、海岸線では前浜海水浴場、白浜海水浴場など海水浴やキャンプ、マリンスポーツ、イルカウォッチング、九州オルレ「南島原コース」などのレジャーや温泉も楽しむことができる。これらの豊かな自然は人々に恩恵を与えるだけでなく、時には大きな災害をもたらしており、噴火災害の恐ろしさを未来に伝えるべく土石流被災家屋保存公園、旧大野木場小学校被災校舎や砂防みらい館などが整備されている。

市内各所では、農林漁業体験民泊、原城一揆まつり、マリンフェスタ in くちのつ、ありえ浜んこら祭、かづさ花火大会、フェスティビタス・ナタリス、ありえ蔵めぐり、南島原 Food Expo、原城マラソン大会など、四季折々のイベントを開催されており、来訪者が地域の人々の生活文化に触れることができる。

地域の文化財として、原城跡と同じ国史跡である日野江城跡、吉利支丹墓碑、原山支石墓群や国特別名勝の温泉岳、国天然記念物の岩戸山樹叢などがある。また、その他の県や市の指定文化財ではキリシタン墓碑が非常に多く、市全域に分布している。有馬キリシタン遺産記念館では250年間のキリスト教の潜伏を支えた背景とキリスト教弾圧に至った経過、島原・天草一揆の状況を展示しており、口之津歴史民俗資料館では島原半島南端の港町である口之津の歴史について、16世紀の南蛮船来航や近現代の貿易港として栄えた時代を中心に紹介している。また日本を代表する彫刻家である北村西望氏の生家に作品を展示した北村西望記念館なども整備されており、彫刻・書・絵画などの作品が展示されている。

原城跡は『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されているが、市内には原城跡の他にも南蛮船来航の地や有馬セミナリヨ跡推定地、有馬川殉教地、多数のキリシタン墓碑等、南蛮貿易やキリスト教の伝来、布教などに関連するものが多数残されている（図2-19）。

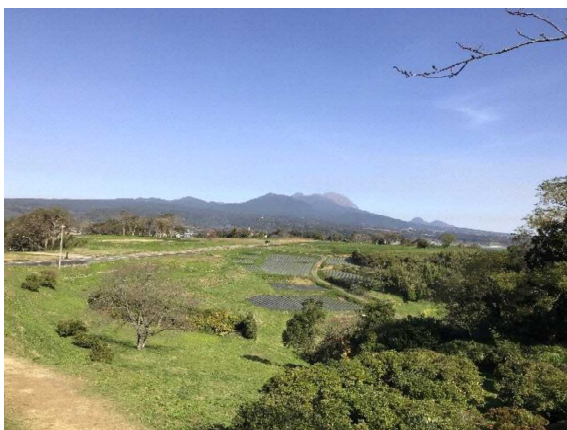


写真 2-9 ニノ丸と雲仙山麓



写真 2-10 原城一揆まつり



図 2-19 南島原市の文化資源および観光資源

7) 法的規制

本計画対象地には様々な法的規制がかけられている。そのため、それぞれの関係法令に則った整備を行う必要があり、整備の実施に当たっては許可申請や届け出等が必要な場合がある(表2-2、図2-20、図2-21)。

表2-2 計画対象地にかかる法的規制一覧表

分類	関係法令・条例	区分
①文化財保護	a) 文化財保護法	国史跡原城跡、周知の埋蔵文化財包蔵地、指定文化財
②自然保護	a) 自然公園法	県立公園
	b) 長崎県立自然公園条例	
	c) 鳥獣保護法	鳥獣保護区域
	d) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	ごみの投げ捨て・路上喫煙の禁止地区域
③景観	a) 景観法	-
	b) 南島原市景観条例	原城跡・日野江城跡周辺重点地区
④災害対策	a) 海岸法	海岸保全区域
	b) 土砂災害防止法	土砂災害警戒区域
	c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
	d) 津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域
⑤その他	a) 農地法	農地
	b) 農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域、農用地区域
	c) 建築基準法	-
	d) 世界遺産条約履行のための作業指針	-

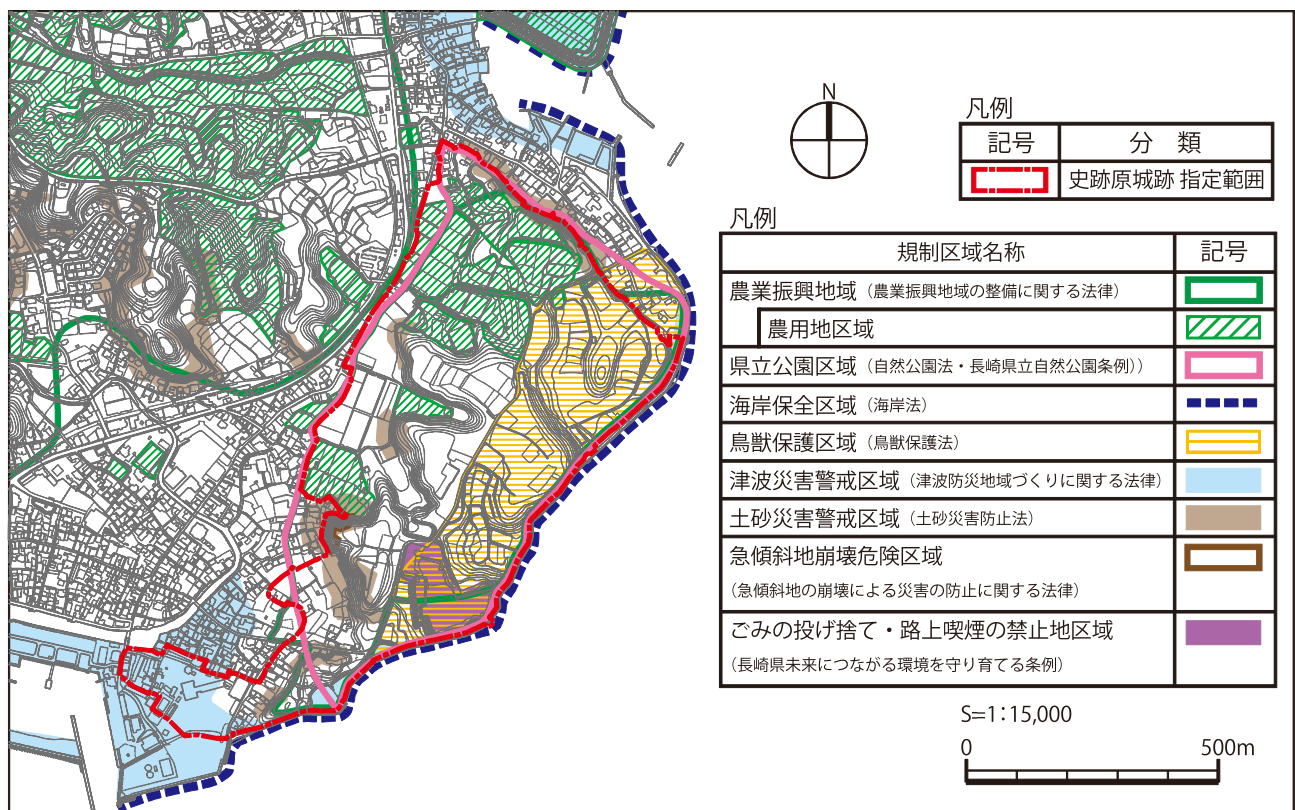


図2-20 原城跡周辺の法規制範囲図 (1)

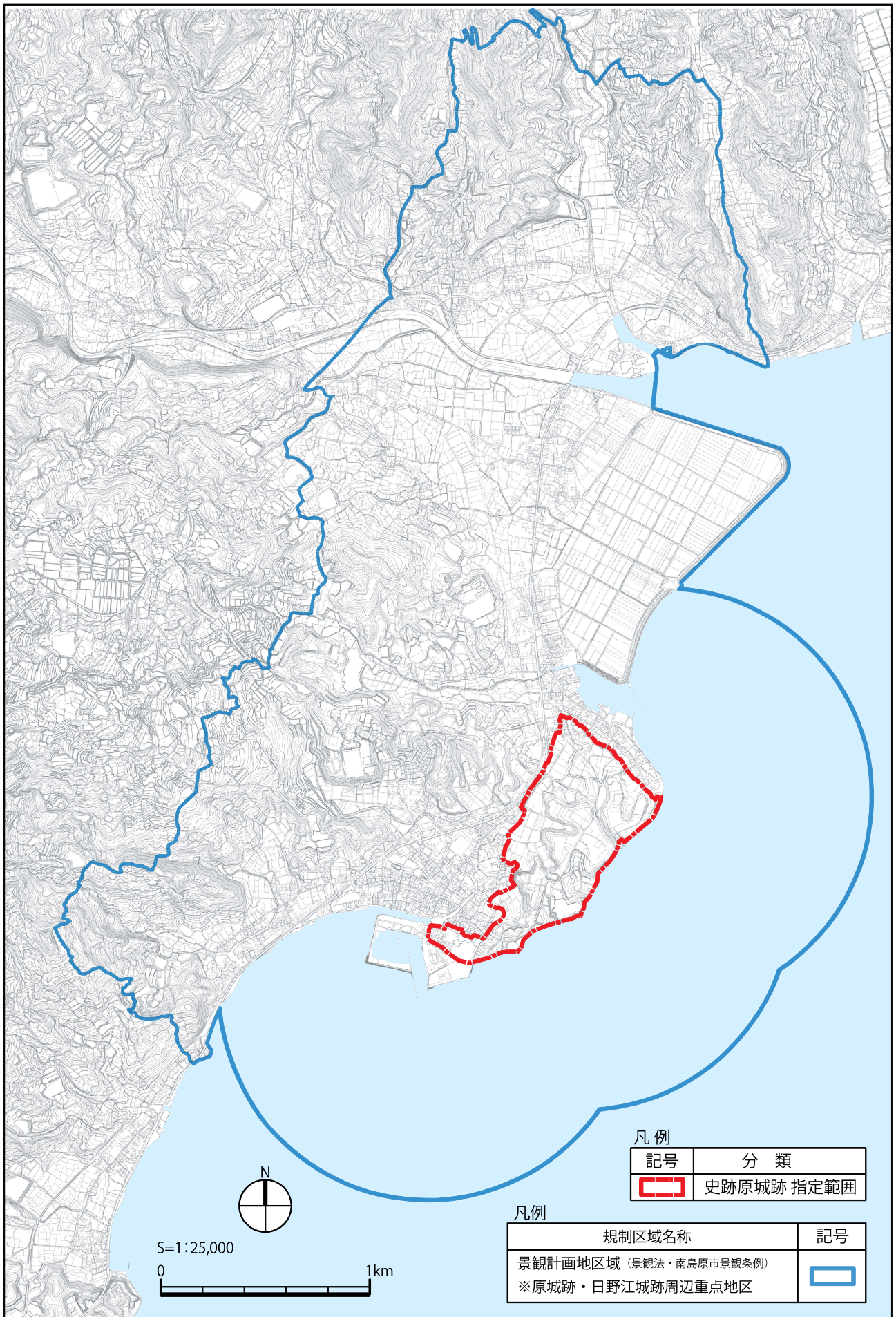


図 2-21 原城跡周辺の法規制範囲図 (2)

①文化財保護

a) 文化財保護法

原城跡全域が文化財保護法により史跡指定されている。国史跡指定範囲については、現状変更、保存に影響を及ぼす行為には許可が必要である。周知の埋蔵文化財包蔵地については、土木工事等の目的（埋蔵文化財の調査の目的を除く）で発掘しようとする者は、事前に届出が必要であり、また新たに遺跡を発見した場合にも届出が必要である。

②自然保護

a) 自然公園法・b) 長崎県立自然公園条例

天草丸や仕寄場の一部を除く原城跡のほぼ全域が県立自然公園の区域となっている。自然公園内で、工作物の新・改・増築、木竹の植栽や伐採、土石の採取、広告物等の設置、土地の形状変更、屋根等の色彩変更、指定区域内での車等の使用、たき火等を行う場合には、指定された地域の種類によって、許可申請又は届出が必要である。

c) 鳥獣保護法

三ノ丸から二ノ丸、本丸までの区域は、鳥獣保護区域に指定されている。鳥獣保護区域内では、法に基づき、鳥獣（野生に生息する鳥類と哺乳類）の保護繁殖を図ることを目的として、狩猟は禁止されている。

d) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

原城跡本丸は、条例に基づく「ごみの投げ捨て等防止重点地区」に指定されており、ごみの投げ捨ておよび喫煙禁止（道路や広場などの公共の場に限り、屋内および公共の場所の管理者が指定する喫煙場所を除く）となっており、自動販売機の設置に関しては事前届出と設置基準の順守が必要である。

③景観

a) 景観法・b) 南島原市景観条例

原城跡全域および周辺の世界遺産の緩衝地帯は、景観法に基づく南島原市景観条例の重点地区に設定されており、一定規模以上の建築物の建築（新築・増築・改築・移転）や大規模修繕もしくは模様替、工作物の築造行為、開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、屋外における物件の堆積、水面の埋立て又は干拓を行う場合には届出が必要である。

④災害対策

a) 海岸法

原城跡の海に接する区域については海岸保全区域になっており、区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする場合、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において他の施設等の新設又は改築、土地の掘削・盛土・切土その他政令で定める行為をしようとする場合には、海岸管理者の許可が必要である。

b) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

三ノ丸や二ノ丸、鳩山出丸、天草丸の崖面部分は、土砂災害警戒区域になっているが、整備に関する規制等はない。

c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

鳩山出丸の一部が急傾斜地崩壊危険区域になっており、この区域において、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、土石の採取又は集積等の行為を行う場合は許可が必要である。

d) 津波防災地域づくりに関する法律

天草丸や仕寄場南端付近の一部は津波災害警戒区域となっているが、整備に関する規制等はない。

⑤その他

a) 農地法

原城跡内には多くの農地があり、農地を農地以外の目的に転用又は所有権が移転される場合に許可が必要である。

b) 農業振興地域の整備に関する法律

史跡内の宅地化された区域以外のほとんどが農業振興地域になっており、その一部は農用地区域となっている。農地を農地以外の目的に利用する場合は「農用地区域からの除外」、農業上の用途を変更する場合は「用途区分の変更」の手続が必要である。なお、農用地区域については農業以外の目的への転用は厳しく制限されている。

c) 建築基準法

一定規模以上の建築（新築・増築・改築・移転）しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は工作物を築造しようとする場合、当該工事に着手する前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けることが必要である。

d) 世界遺産条約履行のための作業指針

世界遺産条約に基づく「世界遺産条約履行のための作業指針」の118bis.には、「締約国は、資産内またはその周辺での実施が計画されている開発プロジェクト及び活動の前提条件として、環境影響、遺産影響評価、及び／又は戦略的環境評価を確実に実施するものとする。」と規定されており、本市においても対象となり得る事業は遺産影響評価を実施することが必要である。

8) 地域住民の要望等

これまでに、地元住民や自治会長、土地所有者、耕作者、観光協会、ガイドの会などから寄せられた原城跡に関する要望等について、主なものを記載する。

【担い手の不足】

- ・過疎化や高齢化の進展により様々な分野で担い手が減少している。(観光協会、ガイドの会など)
- ・祠や神社などの管理は地域住民で協力しながら周辺の土地が荒れないように適切に管理してきたが、近年、管理に協力できる人が減ってきており、後を引き継げる人もいない。(地元住民、自治会長など)

【来訪者対応】

- ・シャトルバスが生活エリアの幅員が狭い道路を運行しており危険である。(地元住民、自治会長など)
- ・バスで来られるお客様で高齢のお客様は歩いて本丸まで行けないため、駐車場で待機している人も少なくない。(ガイドの会)
- ・夏場には、「炎天下で高齢者を歩かせるなど」の意見を受けることもあるうえ、元気なガイドでも体調不良となりガイドができなくなることもある。夏場でなくても、真砂、国道沿いの駐車場からは上り坂が続き、陰も自動販売機も水道もトイレもない中を歩くのは健全な人でも大変だ。(ガイドの会、観光協会)
- ・身障者用駐車スペースは、例えば、身障者であっても耳が不自由なだけで歩くことができる人は駐車できて、怪我人、足が弱い高齢者、妊婦、小さな子供連れなどは駐車できないとなると線引き自体が不平等である。(来訪者からの苦情、ガイドの会)

【地域振興】

- ・世界遺産になったのに車を突然止めさせなくしたことで観光客が減っており、世界遺産登録効果による地域活性化どころの話ではない。(地元住民、自治会長、観光協会など)
- ・史跡の維持管理や活用に多額の税金を充てるのであれば、それなりの経済効果をもたらすような施策も必要である。(地元住民)

【その他】

- ・昔から、地元の人たちも原城跡を大切に思い、伝え残していく過程で、様々な供養碑や顕彰碑、石碑などが建てられたが、すべてが前向きな思いからのもので、それも原城が持つ歴史の一つと捉えても良いのではないか。(地元住民、ガイドの会)

また、令和2年(2020)に開催された世界遺産登録1周年記念シンポジウムでは、市内外からの来場者に対し、原城跡の魅力を高めるための取り組みについてのアンケートを実施している。

まず「原城跡の魅力を高めるために必要だと思うこと」の設問に対しては、11項目の選択肢を設定し(複数回答可)、図2-22のような回答の集計結果となり、「説明板、遺構展示等の充実」

が 44.7%で最も多く、「休憩施設などの充実」43.8%、「駐車場の充実」43.1%、「土産物販売・飲食場所の充実」38.5%と続いている。

次に、「現在、原城跡の本丸までは徒歩もしくはシャトルバスのみが通行できるが、史跡にバスの乗り入れをすることについて」の設問に対しては、「1. バスの通行を認めるべきである、2. バスは入れるべきではない、3. わからない、4. その他」の4項目の選択肢を設定し回答を集計した結果、「バスの運行を認めるべきである」が46%で最も高くなった（図2-23）。

最後に、「世界遺産を活用したまちづくりに関してご意見やご要望」についての設問に対する自由回答では、史跡整備、周辺整備等に関しては、日よけや休憩施設の設置、説明板、資料展示、VR活用等の拡充、駐車場として利用できる多目的広場の整備などの要望があった。ガイド施設、関連施設に関しては、ガイド施設の建設、レストラン、売店の併設、資料収蔵施設の建設等の要望があった。また、陣跡を含めた整備、景観の維持、保存と活用の両立等の意見もあった。その他、PR不足や地域住民への啓発の重要性に対する指摘、外国語ガイド、滞在型を含めた広域の見学コース、市民参加の勉強会、体験型イベント等の提案などがあった。

表2-3は原城跡が世界文化遺産に登録された平成30年7月から令和2年の来場者数統計である。登録後の8月・9月は7千人台の来場があったが、平成30年10月以降は増加した見学車両と安全管理のため史跡内の駐車を制限しており、11月に一時的な回復が見られるものの、平成30年10月以降は来場者数の低調な推移が続く。令和2年3月から4月にかけて、来場者数が約4千人から約2千人に半減、5～8月は千人台と来場が鈍化しているが、これは新型コロナウイルス感染拡大防止対策として同年4月に政府が発出した緊急事態宣言の影響と捉えられる。

表2-3 原城跡来場者数

(人)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成30年(2018)							3,742	7,145	7,344	2,418	5,356	2,418
令和元年(2019)	2,512	2,230	3,243	3,652	5,519	2,191	1,842	2,803	2,209	2,531	2,679	1,213
令和2年(2020)	3,422	3,722	4,129	2,024	1,472	1,235	1,622	1,706	2,578	2,831	4,298	2,515

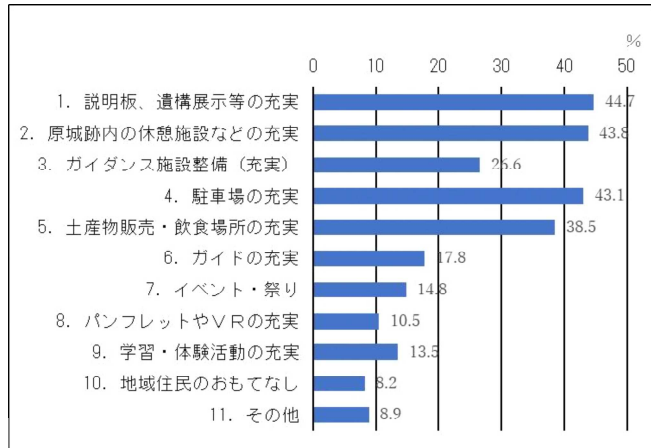


図2-22 「魅力を高めるために必要だと思うこと」

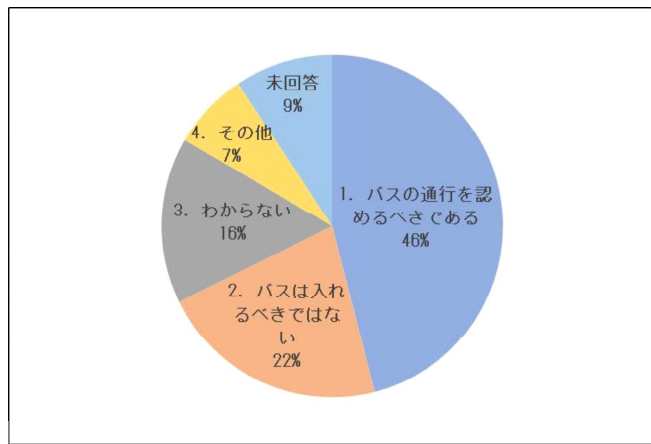


図2-23 「バスの乗り入れについて」